

令和8年2月13日
福岡地区水道企業団

市政記者 各位

福岡地区水道企業団 送水制限の強化について

福岡地区水道企業団の主要な水源である筑後川では、昨年9月以降の少雨による河川の流況悪化に伴い、筑後川水系ダム貯水量の減少が続いております。

この異常少雨に対し当企業団では、海水淡水化センターの生産水量の増産や1月16日以降の構成団体[※]への送水制限により、ダムからの放流量を抑制し、貯留水の温存に努めております。

しかし、ダムの貯留水は減少の一途をたどっており、本日、国等による筑後川水系渇水調整連絡会が開催され、第4次渇水調整において、当企業団の筑後川取水制限量が30%から55%へ引き上げられることが決定したことから、下記のとおり構成団体への送水制限を強化いたします。

記

1 送水制限の開始日時

令和8年2月14日（土） 9：00～

2 送水制限の内容

当企業団の構成団体に対して、平均約29.5%の送水制限を実施いたします。

（1月16日から平均4.7%、1月29日から約17.6%の送水制限を実施）

※福岡地区水道企業団の構成団体（6市7町1企業団1事務組合）

福岡市・大野城市・筑紫野市・太宰府市・古賀市・糸島市

宇美町・志免町・須恵町・粕屋町・篠栗町・久山町・新宮町

春日那珂川水道企業団（春日市・那珂川市）・宗像地区事務組合（宗像市・福津市）

【連絡先】

福岡地区水道企業団 企画調整課 増山

815-0031 福岡市南区清水四丁目3-1

T E L : 092-552-1732 F A X : 092-552-1729

Email : keikaku@f-suiki.or.jp